

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 19 日

各 都道府県 民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

水防法等の一部改正について

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 31 号）により、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「水防法等」という。）に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられました。

この改正を受けて、水防法等を所管する国土交通省において、地方公共団体に対して、法改正の内容や関連する手引き等に係る説明会が 6 月 2 日から 16 日にかけて開催されているところです。要配慮者利用施設を所管する貴部局においても、河川担当部局、砂防担当部局、防災担当部局（以下「河川担当部局等」という。）との情報共有等により、水防法等の改正内容等の理解に努めて頂くとともに、貴都道府県内における河川担当部局等と一層の連携により、要配慮者利用施設における水害時・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るようお願いします。また、管内市町村に対して、本事務連絡の趣旨を周知下さい。

また、国土交通省において、別紙のとおり、水防法等の一部改正により義務化される要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の概要をまとめた資料を作成しておりますので、本資料についても管内市町村及び関係団体等に周知願います。